

北別館跡地活用事業公募要綱等 新旧対象表

令和3年1月29日に公表した北別館跡地活用事業の公募要綱等からの修正箇所の対照表を以下に示します。

■公募要綱

現 行	改正後	備考
<p>P13 V 応募者の構成等 3 応募者の参加資格 応募者が備えるべき参加資格は次のとおりとします。 (1)～(6) (略) (7) 事業に係るアドバイザー業務受託者である、みずほ総合研究所株式会社及び西村あさひ法律事務所と資本関係又は人事関係がある者ではないこと。 (8)～(9) (略)</p>	<p>P13 V 応募者の構成等 3 応募者の参加資格 応募者が備えるべき参加資格は次のとおりとします。 (1)～(6) (略) (7) 事業に係るアドバイザー業務受託者である、みずほ総合研究所株式会社及び西村あさひ法律事務所と資本関係又は人事関係がある者ではないこと。 <u>なお、みずほ総合研究所株式会社は、令和3年4月1日にみずほ情報総研株式会社と統合し、新会社となることに留意すること。</u> (8)～(9) (略)</p>	